

平成 30 年 2 月 9 日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 16 次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

- 圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置等に関し「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則（第 110 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。
[7-24, 8-24]
- 大型バスが転覆した際の乗客・乗員の保護に関し、「バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則（第 66 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。
[6-31 の 2, 7-31 の 2]
- 「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改訂に伴い、座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない自動車及び座席の範囲を拡大することとします。
[7-42, 8-42]
- 使用の過程にある二輪自動車のうち、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超える二輪自動車の消音器を改造又は交換を行った場合の近接排気騒音値の取扱いを規定します。
[7-53]
- ハイブリッド自動車等の静音性車両について、歩行者等に自動車の接近を音で知らせるための装置の装着を義務付けるとともに、「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。
[6-98 の 2, 7-98 の 2, 8-98 の 2]

② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成 29 年 6 月 22 日国土交通省令第 39 号、他）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 30 年 2 月 9 日国土交通省告示第 147 号、他）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成 29 年 6 月 22 日国土交通省告示第 641 号、他）

3. 施行日

平成 30 年 2 月 10 日